

令和3年5月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年5月18日(火)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時45分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主任	竹本 知生
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	藤田 亮輔
議案	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第10号	競売に係る買受適格証明願について（農地法第3条）				
	議案第11号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第13号	競売に係る買受適格証明願について（農地法第5条）				
	議案第14号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第15号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第16号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第17号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第18号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について					
議案第20号	特定農地貸付け承認申請について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について</li> <li>・農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 関口会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年5月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、引続き担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。</p> <p>なお、複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があります、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 関口会長職務代理者</p>	<p>本日は、在任委員21名、全員出席いただいております。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 関口会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号6番 西形 知行 委員 議席番号7番 石井 栄寿 委員 を指名いたします。</p>

<p>4 議案審議</p> <p>議 長</p>	<p>議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
<p>小 山 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
<p>中 山 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第9号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第9号について、原案どおり許可することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第10号、農地法第3条の規定による競売に係る買受適格証明願について審議します。 議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いします。</p>
<p>西澤委員</p>	<p>番号1番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第10号について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第10号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第10号について、証明することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きますして、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小 島 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石 川 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号4番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小 山 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号5番、野田地区、浅子委員より何かございますか。</p>
浅 子 委 員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第11号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第11号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きますして、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号4番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		ありません。
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号5番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号6番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号7番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号8番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>

西形委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号9番、与野地区、高崎委員より何かございますか。
高崎委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号10番、川通地区、井原委員より何かございますか。
井原委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号11番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。
本田委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号12番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号13番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号14番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。
中山委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 以上、議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
小林委員	番号3・4番について伺います。当該の農地改良2件は隣接地かつ申請団体の代表者が同じとなっていますが、搬入土の出所が違います。隣接地であれば同じ出所の搬入土を使用の方が効率的ではないのでしょうか。違う理由を教えてください。

事務局	<p>2件ともに譲受人の代表者は同じですが、それぞれ申請が異なることから、搬入土の発生証明書も異なります。ご指摘のとおり隣接地であれば同じ発生土を搬入するのが効率的であると言えますが、農地改良の工法についてはどちらも客土Cですので、耕作をする部分についてはどちらも元々の農地の土であるため、搬入土が違ってても特に問題はないと考えます。搬入土に関しても、耕作に適した土でなければならぬと要綱に規定されていますので、どんな土でも構わないというわけではないということを申し添えます。</p>
議長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第12号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 賛 成 多 数 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第12号について、許可することと決定いたします。</p>



議 長	<p>続きますして、議案第13号、農地法第5条の規定による競売に係る買受適格証明願について審議します。</p> <p>番号1番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員	ありません。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第13号、農地法第5条の規定による競売に係る買受適格証明願について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	番号1・2番について伺います。2案件とも当該地は同一で、競売後に落札者が農地に復元することとされておりますが、議案書の事業計画の資金に差が見られます。これは農地復元にかかる費用なのか、それとも復元後に資材置場にする為の費用なのでしょう。内容について教えてください。
事務局	<p>資金につきましては、両案件とも農地への復元費用が含まれますが、事業計画の資金の差につきましては、それぞれの転用目的が資材置場と同一でありながら、見積金額に相違があり、資材置場の仕様についても相違があることに起因します。内訳につきましては、番号1番の資金4,068,350円のうち、是正費用は約3,000,000円、番号2番は資金7,700,000円のうち、是正費用は約5,000,000円となっております。</p>
議 長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 賛 成 多 数 —
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第13号について、原案どおり証明することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第14号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>番号1番、17番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>恐れ入りますが、山本委員、一時ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 山 本 委 員 退 席 —</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
<p>小 島 委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、番号1番について、先に審議したいと思います。</p> <p>質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第14号、番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第14号、番号1番について、意見決定することといたします。</p> <p>それでは、山本委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 山 本 委 員 入 室 —</p> <p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>続きまして、番号17番を審議いたします。</p> <p>恐れ入りますが、中山委員、一時ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 中 山 委 員 退 席 —</p>

事務局	番号17番、慈恩寺地区、事務局より何かございますか。
議長	ありません。
	<p>ありがとうございました。          それでは、番号17番について、審議したいと思います。</p> <p>質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第14号、番号17番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 総員賛成 —
議長	<p>総員賛成でございます。          議案第14号、番号17番について、意見決定することといたします。</p> <p>それでは、中山委員、ご入室ください。</p>
	— 中山委員入室 —
議長	では、改めまして審議に入りたいと思います。 続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。
石川委員	ありません。
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号3番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員	ありません。
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員	ありません。
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして、番号5番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員	ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号6番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号7番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号8番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号9番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。

高崎委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号10番、尾間木地区ですので私の案件ですが、問題は  
ありません。

議長 長 続きまして、番号11番、野田地区、浅子委員より何かございますか。

浅子委員 ありません。

議長 長 続きまして、番号12番、野田地区、横山委員より何かございますか。

横山委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号13番、和土地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 長 ありがとうございます。  
続きまして、番号14番、和土地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号15番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号16番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 以上、議案第14号、番号1番、番号17番を除く農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
高松委員	番号2番について中立委員の立場から意見をさせていただきます。 新規就農で、指導農家による指導によって始められる場合、その指導農家の規模や経歴、実績などを条件として設けることができるのでしょうか。また、申請書では計画や予定を求めています。売上目標の数字について、ある程度記入の仕方の指針があってもいいのではと思いました。
事務局	ご意見につきまして、農業経営基盤強化促進法において、本市が定めた基本的な構想の中に、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標というものが定められております。その中の、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標という項目に、認定農業者の5割程度の農業所得（250万円/年）とする、とあります。ここから農業委員会事務局の中で議論を重ね、新規就農の使用貸借の定義付けをされたものと事務局では推測をしております。
浅子委員	地区ごと、地域ごとに様々な農家があり、形態も様々です。それを把握しているのが私たち農業委員、農地利用最適化推進委員であり、顔が見える中で指導農家も新規就農者に指導を行っています。資格どうこうということではなく、既存の認定農業者で積極的に指導をしていかなければと考えております。それを審査するのが私たち委員なので、地区ごとの審査で指導農家の確認ができているのであれば、問題ないのではないかと考えております。
高松委員	収穫に長期間かかる作物を作っていきたいという方が、収入がない期間を耐えられる力があるという確認もできたらいいのでは、と心配しております。
議長	ありがとうございました。 他に何か質問はございますか。

小 山 委 員	私からも番号2番について意見をさせていただきます。新規就農者を指導する農家について、やはりそれ相応の知識を持った者、最低でも認定農業従事者というような条件を作っていく必要もあるのではないのでしょうか。浅子委員の仰ることに加え、内々でのルールを作っていかなければ、誰でも農家として就農できてしまうことから、何かしらの問題が出てくるのではないかと思います。
議 長	ありがとうございました。 他に何か質問はございますか。
小 林 委 員	番号2番について伺います。 みかんという作物は、所得が得られるまでどれくらいの期間を要する作物なののでしょうか。永年作物の場合、売上が上がらない場合に就農者が諦めやすいのではないのでしょうか。
事 務 局	営農計画書の中には収穫までの年数の記載がございませんので、事務局としましてはお答えできません。
議 長	私からも1点付け加えさせていただきますと、みかんについては小さい苗の段階から収穫でき、年数が経つにつれ収穫量も増えていきます。軌道に乗るまでそれほど長くかかるものではない作物です。
小 林 委 員	もう1つ、指導農家について1点意見がございます。 私も3年前までは指導農家という立場でした。埼玉県知事の認定を受けた指導農業士というものがございますので、その方々の指導を受けてもいいのではと考えております。
議 長	ありがとうございました。 事務局の方でも今回出た意見についての検討をお願いいたします。 他に何か質問はございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第14号、番号1番、番号17番を除く案件について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 賛 成 多 数 —
議 長	小山委員、高松委員は番号2番について賛成ではないですが、賛成多数でありますので、議案第14号、番号1番、番号17番を除く案件について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きまして、議案第15号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>番号1番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石川委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員より何かございますか。</p>
石川委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、5番は尾間木地区ですので私の案件ですが、問題はありません。</p>
議	長	<p>以上、議案第15号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第15号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第15号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第16号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第16号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第16号について、原案どおり証明することといたします。</p>



議 長	<p>続きまして、議案第17号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号1番から番号17番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第17号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第17号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第18号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番、2番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第18号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第18号について、原案どおり確認することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。番号1番、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事	務	<p>局</p> <p>ありません。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第19号について、農業政策課に回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委	<p>員</p> <p>— 異 議 な し —</p>
議	長	<p>それでは、議案第19号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第20号、特定農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号1番、片柳地区、小山委員より説明願いますが、何かございますか。</p>
小 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小 林 委 員	<p>番号1番について伺います。</p> <p>農地内にトイレを設置しないのか、できないのか教えてください。</p>
小 山 委 員	<p>当該地は市街化調整区域内であり、建物を建てることができず、トイレの設置も不可となっております。</p>
事 務 局	<p>補足させていただきます。</p> <p>工事現場に置いてあるような簡易的なものについても、市街化調整区域内においては一時転用の申請が必要となり、期間も最長で3年となっております。そのため、今回の案件については馴染まないものと考えております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何か質問はございますか。</p> <p>他に質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第20号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第20号について、承認することと決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年4月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）でございます。 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これもちまして、令和3年5月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>